令和８年度青森県准看護師試験実施要綱

１．試験の日時及び場所

（１） 日時　令和９年２月１６日（火）午後１時３０分から午後４時まで

（２） 場所　東奥日報新町ビル３階　Ｎｅｗ’ｓホール

〒０３０－０８０１　青森市新町２丁目２の１１

２．試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和２６年厚生省令第３５号）第２３条に掲げる次の科目とする。

出題数１５０問

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

※試験は、マークシート解答方式（客観式四肢択一）の筆記試験により行う。

３．受験資格

次の(１)から(７)のうち、いずれかに該当するものであること。

（１） 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において２年の看護に関する学科を修めた者（令和９年３月３１日までに修業する見込みの者を含む。）

（２） 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者を含む。）

（３） 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者を含む。）

（４）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において３年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和９年３月３１日までに修業する見込みの者を含む。）

（５）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者を含む。）

（６）外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記(３)から(５)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

（７）外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前記(６)に該当しない者で、厚生労働大臣が定める基準に従い、青森県知事が適当と認めた者

４．受験者の取扱い

受験者は、下記に定める優先枠と一般枠に区分するものとする。受験者の申込状況及び試験会場の収容人員により、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、優先枠に該当する者を優先する。

（１）優先枠

次のア～ウのいずれかに該当する者

ア　青森県内の学校又は養成所を卒業し又は在籍している者

イ　青森県内に住所がある者

ウ　青森県内で准看護師として就業することが内定している者（受験願書に任意様式の内定証明書を添付して提出すること）

（２）一般枠

優先枠以外のもので、前記３に規定する要件を満たす者

５．不正行為の禁止

准看護師試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とする場合がある。この場合においては、なお、その者について、一定の期間試験を受けることを許可しない場合がある。

６．受験願書の請求

原則として、郵送による請求とする。請求は、事前に必ず青森県健康医療福祉部医療薬務課に連絡すること。配布開始日は、青森県庁のホームページ（https://www.pref.aomori.lg.jp/ 「青森県医療薬務課」で検索）で確認すること。

（１）次の事項を明記した用紙の作成（A４サイズ、任意様式）

・願書の請求者の氏名（学校又は養成所が取りまとめて請求する場合は、担当者の氏名）
・願書の請求部数（原則１人１部）
・請求者の連絡先（個人で申込む場合は、携帯電話番号等）
・願書の送付先（郵便番号、住所、宛名等）

（２）返信用封筒等の作成

角２サイズ（Ａ４サイズが入るもの）の封筒を準備し、封筒の表に返信先の郵便番号、住所及び氏名（氏名には「様」を書き添えること。）を記入し、１８０円切手（普通郵便、定形外郵便、１００ｇまでのもの）を貼付すること。（１部７０ｇ程度）

学校又は養成所が取りまとめて請求する場合は、角２サイズの封筒に替えて宅配便等の着払い伝票又はレターパックとすることができる。（１５部高さ３㎝程度）

（３）（１）で作成した用紙及び（２）で作成した返信用封筒の郵送

封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、（１）で作成した用紙及び（２）で作成した返信用封筒等を同封のうえ、郵送すること。

７．受験願書受付期間等

（１）令和８年１２月７日(月)から１２月１１日(金)まで

（２）郵送の場合は、１２月１１日(金)の消印があるものは有効とする。

（３）学校又は養成所は、全受験者分を取りまとめて提出することができる。その場合は、別に示す様式により全受験者の一覧を添付すること。

８．受験願書提出先

青森県健康医療福祉部医療薬務課へ郵送すること。

原則として、簡易書留、書留又は特定記録郵便の郵送による提出とし、封筒の表に「准看護師試験願書在中」と朱書きすること。

なお、やむを得ず直接持参する場合は、受付期間中の午前９時から午後５時までに持参すること。

９．提出書類

（１）受験願書（すべて一葉になっているので、切り離さないこと。万が一切り離した場合は、クリップ等で一つにまとめること。）

受験願書に記載する氏名及び生年月日は、戸籍に記載されている文字を使用すること。ただし、日本国籍を有しない者については、次のアからエのいずれかに該当する本人確認書類に記載されている文字を使用すること。

ア　住民票（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する「個人番号」が記載されていないもの）

イ　在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成２１年法律第７９号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）

ウ　戸籍抄本又は戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）（申請前６ヶ月以内に発行されたものに限る。）

エ　旅券（外国籍の者に限る。）

（２）受験資格証明書（次のアからエのいずれかに該当する書類１通）

ア　修業証明書又は卒業証明書(前記３の(１)から(５)までに該当する者のうち､修業又は卒業した者)（任意様式）

イ　修業見込証明書又は卒業見込証明書（前記３の(１)から(５)までに該当する者のうち、令和９年３月に修業又は卒業する見込みの者）（任意様式）

※ア又はイについて、学校又は養成所が各証明書を提出する場合は、全受験者分を一覧にした任意様式とすることができる。

ウ　前記３の(６)に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書（看護師国家試験受験資格認定見込書）の写し（この場合は、原本照合した写しを提出すること。）

エ　前記３の(７)に該当する者は、青森県知事が交付した准看護師試験受験資格認定の写し

（３）写真（出願前６ヶ月以内に上半身正面を無帽で撮影した縦６ｃｍ、横４㎝のもの。写真裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

写真は、撮影時および撮影後に規定サイズ以外の加工や修正、補正はしないこと。受験者本人である確認ができないため。

写真は、受験願書の所定欄に貼り付け、次のア、イのいずれかの方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。確認のないものは無効とする。

ア　卒業又は在籍している学校又は養成所において確認の上、写真に所属校の刻印を受けること。(刻印がない場合には、校印の押印とする。)

イ　アが困難な場合は、受験者本人が、青森県健康医療福祉部医療薬務課において、写真の貼ってある身分証明書等（運転免許証、学生証、個人番号カード等）を提示し、受験者本人である確認を受けること。

なお、前記３の(６)に該当する者は、アによる本人確認が困難であるため、願書受付期間中に提出書類を青森県健康医療福祉部医療薬務課に直接提出するものとし、その際に９の(１)に定める本人確認書類を持参し、本人確認を受けること。

１０．受験手数料

（１）受験願書に青森県収入証紙６，９００円分を貼って納付すること（証紙は消印しないこと。消印したり、汚損したりした場合は無効とする。)。

（２）県外の受験者等で青森県収入証紙が入手できない場合は、受験手数料相当額の定額小為替又は普通為替によることができる。定額小為替又は普通為替の場合は、願書には貼り付けず、また指定受取人欄等には何も記載せず封筒に入れて提出すること。(青森県内の学校又は養成所は、定額小為替又は普通為替の納付は不可。)

なお、青森県外の学校又は養成所が普通為替証書で提出する場合は、全受験者数分を取りまとめた金額で提出することができる。

（３）出願書類の提出後は、試験手数料の返還はしない。

※青森県収入証紙の販売場所は青森県庁ホームページで確認すること。

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/shoshi_main.html)

１１．受験票の交付（予定）

受験願書を受理したときは、試験のおおむね１週間前までに受験票を出願者に送付する。

なお、学校又は養成所で一括して出願する場合、学校又は養成所を送付先とすることで、取りまとめて受験票を受け取ることができる。

１２．合格発表（予定）

令和９年３月８日(月)午後１時に青森県庁ホームページに合格基準点到達者(以下「合格者」という。)の受験番号を掲示する。電話による試験結果の問い合わせには応じない。

１３．合格証書の交付

合格者には合格証書を交付(郵送)する。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出して受験した合格者で、令和９年３月１１日(木)＜必着＞までに修業証明書、卒業証明書又は修業判定証明書の提出のない者については、合格は無効とする(直接持参する場合は、上記期日の午後５時までとする。)。

なお、学校又は養成所が各証明書を提出する際は、全受験者分を一覧にした任意様式とすることができる。

１４．試験結果の開示

受験者本人は、次により口頭で開示請求することができる。ただし、開示請求をする際は、事前に青森県健康医療福祉部医療薬務課へ電話により予約すること。予約がない場合は、対応できないことがあるので注意すること。

（１）口答開示請求をすることができる期間

合格発表の日から１か月間（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

午前９時から午後４時３０分まで（合格発表の日は午後１時から）

（２）受付及び閲覧場所

青森県健康医療福祉部医療薬務課（青森県庁北棟６階）

（３）口頭による開示請求に必要な書類等

（ア）受験票

（イ）受験者本人であることを証明するもの

（運転免許証、旅券、健康保険証、住民基本台帳カード又は個人番号カードのいずれか）

１５．その他

（１） 試験の１週間前になっても受験票が届かない場合には、青森県健康医療福祉部医療薬務課まで問い合わせること。

（２）視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和８年１１月２０日（金）までに青森県健康医療福祉部医療薬務課に受験上の配慮申請を行うこと。申請のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

（３） 悪天候等に備え、確実に受験できるよう必要な対応を取ること。災害、悪天候等による試験の開始時刻繰り下げ等の連絡事項がある場合は、青森県庁ホームページに掲載する。

（４）試験開始後３０分（午後２時）までは入室を認める。

（５） トイレや体調不良以外の途中退室は午後３時３０分から認める。ただし、途中退室の場合は試験問題の持ち帰りができない。(試験終了後に受け取り可能)

（６） 会場の駐車場は使用できないので、公共交通機関を利用して来場すること。自家用車で来場する際は自身で駐車場を確保すること。また、会場周辺に無断駐車、路上駐車等をしないこと。

（７）ゴミは各自持ち帰ること。

（８）試験会場は全面禁煙である。

（９） 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、対応等に変更事項がある場合は、青森県庁ホー

ムページに掲載する。

１６．試験に関する問い合わせ先、願書の請求及び提出先

〒０３０－８５７０　（県庁専用番号）

青森県青森市長島一丁目１―１

青森県健康医療福祉部医療薬務課　医務指導グループ

電　話　０１７－７３４－９２９１（平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで）